

新見市議会事務局職員の懲戒処分について（公表）

1. 事実の概要

議会事務局職員が、平成27年度分から平成30年度分までの、新見市議会議員政務活動費の精算処理において、残余額を収支報告書とともに議員から現金で受け取り、その一部を一般会計に戻入処理することなく着服し、私的債務の返済等に流用した。

その金額は4年間で、3,081,704円であった。

2. 処分内容

氏名・所属・職名	年齢	処分内容	処分理由
あだち まさとし 安達 正紀 議会事務局・主査	43	免職	法令違反 職務上の義務違反 非行
上司・2名	—	減給 100分の10 2カ月	指導監督に係る職務上の 義務違反及び職務怠慢
元上司・2名	—	戒告	指導監督に係る職務上の 義務違反

3. 処分年月日

令和2年1月31日

4. 処分根拠

地方公務員法第29条第1項第1号（法令等違反）、第2号（職務上義務違反）及び第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）並びに新見市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

5. 議員報酬の減額

事務局職員の不祥事に対し、衷心から反省し自らを戒めるとともに、市民全体の代表者として、市民の厳粛な信託に応えるという理念のもとで市政に関わる責任の重さを改めて深く自覚するため、議長、副議長の報酬の減額を行う。

- (1) 議長 報酬月額額の100分の20を2カ月
- (2) 副議長 報酬月額額の100分の10を1カ月

6. 市長等給料の減額

職員の不祥事に対する管理責任及び市民に対する謝罪並びに社会的信用の回復に資することを目的に市長、副市長の給料の減額を行う。

- (1) 市長 給料月額額の100分の10を2カ月
- (2) 副市長 給料月額額の100分の10を1カ月

7. 再発防止について

新見市議会政務活動費の返還を受ける場合は、納付書を発行し、議員自らが納入することとし、職員が直接現金を取り扱わないこととする。

また、改めて全庁的に公金の現金取り扱いの実態を調査するとともに、経理事務の点検確認等の徹底を図る。

8. 市長コメント

この度、本市において、議会事務局に出向している職員が、市議会議員から返納された議会政務活動費の未使用分の一部を横領し、私的債務の返済などに流用した事案が発覚し、1月31日付けで懲戒免職となりました。同時に関係職員の懲戒処分を行ったところであります。

今回の不祥事は、当該職員の倫理観の低さと自覚の欠如はもとより、組織としての管理監督体制の甘さに起因するものと言わざるを得ません。

市政に対する市民の皆様のご信頼を著しく失墜させることとなり、多大なご迷惑をおかけしましたことに、市長として心よりお詫び申し上げます。

このような不祥事を二度と起こさないよう、全職員の服務規律の確保と管理意識の徹底を図るなど、再発防止に取り組み、市民の皆様からの信頼を一日でも早く回復できるよう全力を尽くしてまいります。